

用語表記法試案についての検討依頼

土質工学会総務部長 山村和也

学会は、かなり前から、用語表記法の改訂を検討してまいりましたが、このたびその成果としてつぎのような試案を得ました。試案前文で述べられているような事情もありまして、できるだけ早い時期にその成案を得て実施に移したいと考えております。

つきましては、会員各位の試案に対するご検討をいただきたく、下記要領によってご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

記

1. 用紙・書式 自由
2. 提出期限 昭和52年10月30日
3. 提出先 東京都港区西新橋1-13-5
土質工学会用語解説集改訂編集委員会
表記法係（郵便番号105）

土質工学会改定用語表記法試案について

用語解説集改訂編集委員会 表記法小委員会

委員長 大平 至徳

現在、土質工学会から発行されるすべての刊行物は、昭和31年制定の、土質工学会用語表記法に基づいて書かれている。この用語表記法の骨子は、漢字は当用漢字（昭和21年11月16日）の使用を原則とし、当用漢字にないものは、かたかな表示をすることである。しかし、他学会の用語表記法や日本工業規格の規格票の様式（JIS Z 8301）との関係などから、このような学会の用語表記法が、いろいろと論議されるようになってからすでにひさしい。くわえて、土質工学用語ソーラスの制定、土質試験法・土質工学用語解説集・土質工学ハンドブックなどの改訂をひかえているおり、用語表記法について詳細な論議を行なうのに適した時期でもある。このために、昭和51年10月、土質工学用語解説集改訂編集委員会のなかに、用語表記法小委員会が発足した。

小委員会の主な活動としては、現在の学会用語表記法に関する学会内の意見の見直し、他学会用語表記法や当用漢字改定音訓表（昭和48年6月18日）に関する討論などを挙げることができる。また、昭和51年1月21日、第12期国語審議会が答申した新漢字表試案に関

する討論も重要な課題であった。このような検討の結果を土質工学用語解説集改訂編集委員会と調整してできあがったものが、ここに報告する土質工学会改訂用語表記法試案である。

第12期国語審議会の答申に対する各界の論評に見るように、この答申によって日本語の表記法が完全に定まったと見なすこともできず、これから先にもさまざまな論議がなされるであろう。しかし、たとえ、そのような情勢であったとしても、学会の用語表記法をたびたび改定することには問題があり、小委員会としては、将来日本語そのものの表記法に多少の変更があっても、最少限度の改定ですむような、新しい学会用語表記法を見いだすことに最大の苦心を払った。

土質工学会改定用語表記法試案本文

1. 外来語を除く土質工学用語は、原則として、当用漢字改定音訓表（昭和48年6月18日）に従うものとする。ただし、学会で特に定めるものは、この限りでない。また、ひらがなによる表記を行なったとき、意味が不明確になったり、誤って解釈されるおそれのある場合には、ひらがなの意味に相当する漢字を（ ）をつけて付記してもよい。
2. 学会で特に定めるものとしては、第12期国語審議会答申新漢字表試案（昭和52年1月21日）と他学会の用語を参考として、別表一のようにする。
3. 外来語は、カタカナで表記するものとする。
4. 送り仮名の付け方は、これまでの学会用語表記法の慣用に従うものとする。

解説：これまでの学会用語表記法と用語表記法小委員会がまとめた土質工学会改定用語表記法試案（以下、改定用語表記法試案と略）の間にある主な相違点は、漢字使用の基準となる漢字表のよりどころを当用漢字音訓表（昭和21年11月16日 内閣告示）から第12期国語審議会答申新漢字表試案（以下、新漢字表試案と略）へと移し変えたこと、学会用語表記法使用漢字音訓に該当しない漢字のかたかな書きをかたかなからひらがなに改めたことの2点である。特に、前者の漢字表の移し変えは、改定用語表記法試案本文第1項と第2項によって表現することにした。すなわち、新漢

字表試案はあくまでも第12期国語審議会の答申であり、国語審議会と文化庁は、新漢字表試案に対する各界の意見を求め、近く発足する第13期審議会で再検討して修正を加え、昭和54年春正式答申、昭和55年までに内閣告示・訓令によって正式な漢字表としたい意向である。学会の用語表記に関する漢字表のよりどころは、基本的に内閣告示による正式な漢字表に求めるべきであること、新漢字表試案は答申されたばかりで、現状では広く一般にゆきわたっていないことなどから、学会員の強い要望があるとはいえ、用語表記法の改定には多少のためらいを感じた。しかし、前文でも述べたように、土質工学用語シソーラスの制定、土質試験法・土質工学用語解説集・土質工学ハンドブックなどの改訂をひかえて用語表記法の改定を急がなければならない事情もあった。このために、漢字表の移し変えに関する表現は、第1項、第2項に見るような明確さを欠くものにならざるをえなかった。新漢字表試案が正式な漢字表として内閣告示されたときには、改定用語表記法試案本文の第1項、第2項は、わかりやすく書き改められなければならない。同時に、新漢字表の運用上の諸問題、特に漢字のかな書きやまぜ書き、同意の漢字、などによる書替えについては、慎重に検討されなければならないだろう。

当用漢字表は、昭和21年11月16日に、内閣から告示された。当用漢字表の性格の主なものは、表のまえがきのなかで、つぎのように示されている。(1)この表は法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で使用する漢字の範囲を示したものである。(2)この表は、今日の国民生活のうえで、漢字の制限があまりむりがなく行なわれることをめやすとして選んだものである。また、当用漢字表の使用上の注意事項には、要約してつぎのようなことが述べられている。

(1)当用漢字で書き表わせない言葉は、別の言葉に替えるか、または、かな書きにする。(2)代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞、外国の地名・人名・外来語、動植物の名称、あて字は、かな書きにする。(3)ふりがなは、原則として使わない。(4)専門用語については、当用漢字表を基準として、整理することが望ましい。

土質工学会では、土質工学用語記号制定委員会(委員長、後藤正司)が中心となって検討した結果、昭和31年に、当用漢字表に基づく、現行の用語表記法を定めた。そのなかで、JIS やほかのかなり

多くの学会用語と同様に、当用漢字以外の漢字をかな書きにする場合のかなとして、かたかなを選んだ。このことは、おそらく、かたかな書きにより一種の漢字化をはかるとともに、かたかなの視覚上の強い浮上がり効果をも期待したからに違いない。

しかし、そのうち、一般社会だけではなく、専門分野においても、表記法は次第に変化してきた。たとえば、身近な例としては、昭和41年に、JIS 規格案の様式が、それまでのかたかな書きから、外来語を除いて、ひらかな書きに改められた(JIS Z 8301-1973 解説 参照)。また、土木学会でも、昭和46年発行の土木用語辞典において、当用漢字以外の漢字をも採用し、採用漢字以外の漢字をひらかなで書き、外来語をかたかな書きであらわした。

やがて、一般の社会生活における国語の表記法に公式な改変が生じた。これが試案本文第1項にある当用漢字改訂音訓表(昭和48年6月18日、改訂内閣告示)である。

この表は、当用漢字表をそのままにして、同表の制限的色彩を弱めるために音訓の一部を改定したものである。なお、表の前書きには、この表は、各種専門分野の表記にまで及ぼそうとするものではなく、過去に行なわれた音訓を

別表-1 土質工学用語表記のために学会で特に定める当用漢字以外の漢字音訓

出典	土質工学用語表記のために用いる当用漢字以外の漢字音訓
第12期国語審議会 答申新漢字表試案 (昭和52年1月21日)	猿(エン) 凹(オウ) 渦(カウザ) 靴(カク) 稼(カセグ) 涯(ガイ) 垣(カキ) 殻(カク) 渴(カタ) 褐(カツ) 缶(カン) 頑(ガン) 挟(キョウ) 罅(キリ) 隅(グミ) 溪(ケイ) 蛭(ヘタル) 嫌(ケン、ゲン) 洪(コウ) 溝(コウミゾ) 昆(コン) 崎(サキ) 皿(サラ) 傘(サン) 挾(シ) 遷(シヤ) 蛇(ジャ、ダ) 酌(シヤク) 汁(ジュウ) 塾(ジュク) 尚(シヨウ) 宵(シヨウ) 縄(ジョウ) 唇(シン) 甚(ジン) 据(スエス) 杉(スギ) 斉(セイ) 逝(セイ) 仙(セン) 栓(セン) 挿(ソウ) 槽(ソウ) 藻(ソウ) 駄(ダ) 濯(タク) 挑(チョウ) 眺(チョウ) 塚(ツカ) 漬(ツケル) 釣(ツル) 亭(テイ) 泥(デイ) 棟(トウ) 洞(ドウ) 凸(トツ) 猫(ネコ) 把(ハ) 霸(ハ) 漢(ハク) 肌(ハダ) 鉢(ハチ、ハツ) 披(ヒ) 扉(ヒ) 頻(ヒン) 瓶(ビン) 霽(フン) 堀(ヘイ) 泡(ホウ) 俸(ホウ) 褒(ホウ) 朴(ボク) 僕(ボク) 堀(ホリ) 磨(マ) 羅(ラ) 岬(ミサキ) 妄(モウ) 厄(ヤク) 瘡(ユ) 悠(ユウ) 羅(ラ) 竜(リョウ) 戻(レイ)
土質工学会用語表記小委員会成果	ただし、次の33字は当用漢字改定音訓表(昭和48年6月18日)から削除し、土質工学用語表記のための使用漢字とはしない。 芋(イモ) 謁(エツ) 殷(オウ、なぐ・る) 翁(オウ) 虞(オそれ) 効(ガイ) 嚇(カク) 且(カ・つ) 堪(カン、た・える) 藺(ケン、まゆ) 俟(コウ) 嗣(シ) 勾(シヤク) 爵(シヤク) 遼(ジュン) 薊(シン、たきざ) 帥(スイ) 鍾(スイ、つむ) 敵(セ、うね) 銃(セン) 但(ただ・し) 嫡(チャク) 脹(チョウ) 朕(チン) 逋(テイ) 奴(ド) 痘(トウ) 婆(バ) 陪(バイ) 畔(ハン) 匆(もんめ) 濫(ラン) 隸(レイ) 崖(ガイ、がけ) 珪(ケイ) 頁(ケツ) 隙(ゲキ) 杭(くい) 勾(コウ)、 崗(コウ) 壤(ジョウ) 矧(シュン) 錐(スイ) 屑(セツ) 漢(セツ)、 堆(タイ) 梁(リョウ) 礫(レキ)

別表一2 第12期国語審議会答申新漢字表試案（昭和52年1月21日）

異右門橫夏仄垣滑款眼寄吉給狹園訓怪肩玄顧考康谷駿在參糸飼七酌舟銃潤招詔疊神是	為【ウ】越輿架河概渴椶岸基薺鞠球挾金綠景券幻誇比高告砂際山死資軸借州洪準尚姓場津尋	胃韻悅欽果雅街括喚丸飢擬糶糾協阮屈經犬駿湖向航剛左催雜血矢試式說尺囚從順抄焦常侵慢	威隱馭押果雅街括喚丸飢擬糶糾協阮屈經犬駿湖向航剛左催雜血矢試式說尺囚從順抄焦常侵慢	委飲液往佳芽香掛貫鑑起戲級供玉隅溪月頭庫光耕拷【サ】債擦四詞磁謝儒往殉匠晶淨身尽杉	依陰益庖佳芽香掛貫鑑起戲級供玉隅溪月頭庫光耕拷【サ】債擦四詞磁謝儒往殉匠晶淨身尽杉	匡院易央何我貝樂勸簡軌疑荒狂曲空惠結憲故甲候校【サ】債擦四詞磁謝儒往殉匠晶淨身尽杉	位姻衛王飯蚊樓岳乾環紀欺求叫擬屈計決權孤巧郊講瑰細刷氏紙時赦壽襲旬小紹糸心親叔	衣因銳汚可課樓學陷館季偽朽共業具契血遣孤功荒鋼紺齋札止師持搶趣醜瞬除章冗辱震隨	以印影【オ】加稼塊瓊看還折宜吸因曉駢苦係欠嫌呼公孔紅衛混祭冊支施治持搶趣醜瞬除章冗辱震隨	【イ】詠【オ】火歌階確冠緩奇技御漁仰苦莖激嫌古工洪糞根探錯士思侍者珠愁俊叙唱上職審隨腫	暗宅榮演下寡閑閣官監忌機丘魚驚区徑擊揆戶口恒醉悵恨彩搾【シ】姿兒車殊衆述助笑礁觸悵	案一映塩【力】禍陰隔肝歛希輝弓距鏡【ク】系劇堅已護厚綢昆戕宰策暫趾以社首就出如稱償節診醉	扱城泳遠穩暇界郭汙慣机旗九舉境鈐兄芸軒巖【コ】誤背構困幸策暫趾以社首就出如稱償節診醉	庄緯永猿溫蝦覓乾汗慣机旗九舉境鈐兄芸軒巖【コ】誤背構困幸策暫趾以社首就出如稱償節診醉	握遣【ニ】煙恩過海般甘漢危貴虐挺鉅襟【ク】鷄劍源恬効項骨災削酸始寺質守修束署將彰色深炊	惡慰【ニ】圖音過海般甘漢危貴虐挺鉅襟【ク】鷄劍源恬効項骨災削酸始寺質守修束署將彰色深炊	哀維運援卸貨怪格刊感企棋逆拒教謹【ク】警兼減娛更絞獄再作算刺寺質守修束署將彰色深炊	哀違運援卸貨怪格刊感企棋逆拒教謹【ク】警兼減娛更絞獄再作算刺寺質守修束署將彰色深炊	丑遑運災乙菓成革株刈寬【キ】揮客去胸脅筋軍繼俊原具抗荒黠座罪傘私陽軟弱拾祝宿庶昭照擬讓眞	【ア】偉羽沿億華伐拉快閑願喜詰牛恭琴薰携研弦互午坑黃國詐刑慘宦雌疾弱叔叔所松傷綻媛浸水	移宇延屋家會各褐間頑規喫竊恐勤勲傾建言五行控制刻差材蚤至誌失積秀獸処承証蒸振【ス】
--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	---	---	---	---	--	---	---

精設線又槽統素丹駝鑄懸抵典當路凸認
誠盜潛蹤總發帶值衰調底天燈竊忍
勢拙踐斫層族脫馳池星澄弟徹刀筒毒
晴折戰疎想俗急濁地注潮呈鉄怒等篤
蟬切船組借測待諾【チ】抽徵低暫登
盛籍旋粧裝側託譚【テ】敵士湯督乳
清積扇素速悃托譚【テ】敵士湯督乳
近跡染租創促太卓暖虫朝釣適塗特日
省賁洗阻窺則默沢彈仲鳥坪滴渡塔匿
牲賣淺狙忌臥賦沢彈仲鳥坪滴渡塔匿
政惜泉【ソ】掃東望宅段中頂濱的徒
齊隻專【ソ】桑即妥淹男茶彫痛泥吐
青析宣繕揮職打題团室張通締ト透道
性昔先漸搜贈多第鍛秩帳墜追程【ト】
姓赤仙然送僧【チ】代誣箸挑追程【ト】
制斥川善草增【チ】代誣箸挑追程【ト】
声夕千前莊像損短畜兆鎮停傳凍洞內
西稅絶鮮相邀尊滯淡竹斤貨訂田倒同
生整舌絳奏藻村隊探稚丁陳庭軋遜關
成靜節織走蕨林陰推置弔陳庭軋遜關
正警薦爭露存替炭痴貯沈貞添到闕
世譽撰選早燥率逮單遲著勒亨辰展勝
井製雪還壯操率逮單遲著勒亨辰展勝

【ネ】杯背縛搬悲病普粉片芳防翻翩綿【モ】予欲離瘴癘渴
【ニ】由油預裸柳流輪烈和脂論【フ】
【ウ】律略歷履録論【フ】
【エ】力麗曆履録論【フ】
【セ】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】
【ヒ】力麗曆履録論【フ】
【ミ】力麗曆履録論【フ】
【ム】力麗曆履録論【フ】
【メ】力麗曆履録論【フ】
【ヤ】力麗曆履録論【フ】
【レ】力麗曆履録論【フ】
【ロ】力麗曆履録論【フ】
【ハ】力麗曆履録論【フ】
【ニ】力麗曆履録論【フ】
【ホ】力麗曆履録論【フ】
【ヘ】力麗曆履録論【フ】
【フ】力麗曆履録論【フ】
【ボ】力麗曆履録論【フ】
【ブ】力麗曆履録論【フ】
【ビ】力麗曆履録論【フ】

否定するものでもなく、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである、と述べられている。

さらに大きな改定が現在試みられようとしている。すなわち、試案本文第2項にある新漢字表試案（昭和52年1月21日、第12期国語審議会）がそれである。なおこの表が正式に世に出る時期は、前にも述べたように、昭和55年ごろであり、まだ先のことはある。

新漢字表試案の前文によれば、漢字表使用の対象としては、科学・技術・芸術などの各種専門分野や個人の漢字使用まで立ち入ろうとするものではなく、専門用語については各分野で必要に応じて表にない字を使ってもよいとしている。また、審議会最終総会資料である新漢字表試案説明資料によれば、新漢字表の運用にあたっての注意事項はつぎのとおりである。(1)必要な場合は、新漢字表にない字も使う。書き替える場合には、慣用されているもの以外の漢語の仮名書き、漢語のまぜ書きはなるべくしないようにし、慣用の定着しているものを除けば同意の漢字による書き替えをしないようにする。言い替える場合には、わかりやすく通じやすくするため、適切な工夫が必要である。(2)代名

詞・副詞・接続詞は仮名で書く傾向にあるにしても、常に仮名で書かなければならないとは考えない。ただし、感動詞・助詞・助動詞は仮名書きが普通であろう。(3)外来語は仮名書きでよい。(4)動植物の名称は、必ずしも仮名書きでなくてもよい。(5)あて字も慣用の久しいものは、漢字で書いてもよく、いわゆる熟字訓も慣用の久しいものは使ってもよい。(6)専門用語については、各分野に応じて表にない字を使ってもよい。(7)外国の地名・人名は、おおむね、仮名書きでよい。(8)ふりがなは、場合によって使ってもよいが、安易な使い方はすべきではない。

このうち、当用漢字表の注意事項と似ている点は、(3)、(7)と(2)のただし書きであり、他の多くは異なる。このように、新漢字表の性格と運用に関する位置付けは、これまでの当用漢字表が制限的色彩の強いものであっただけに、かなり開放的である印象を与える。しかし、そのことは、無条件に漢字使用に関する制限をなくすることを意味しない。わかりやすく通じやすい文章を書き表わすことが、漢字使用の原則としているからである。

昭和31年，土質工学会用語集編集のおり，用語記号制定

資料-266

別表-3 土質工学会改定用語表記法試案によって書き替えの対象となる主な土質工学用語

項目	これまでの学会方式による表記	改定試案による表記
土の物理的・力学的性質	間ゲキ キ裂 スベリ面 せん断 ゼイ性破壊 ゼロ空気間ゲキ曲線 ネジリ ネバツキ限界 ハチの巣構造 ヒズミ ヒビワレ ユスブリ試験	間隙 き裂 すべり面 せん断 ぜい性破壊 ゼロ空気間隙曲線 (土) ねじり ねばつき限界 はちの巣構造 (土) ひずみ (旧国) ひび割れ (国) 揺すぶり試験
土質, 岩石質, およびその他の材料	火山レキ 黒ボク ケイソウ(珪藻)土 シマ粘土 シラス マサ土 レキ レキ質土 黒ディ(泥) 角レキ岩 花コウ岩 ケイ岩 ケツ(頁)岩 ジャ紋岩 ガイスイ 岩セツ(屑) 水サイ ズリ 石コウ(膏)	(地) 火山礫 黒ぼく (地) 珪藻土 しま粘土 しらす まさ土 (地) 礫 (地) 礫質土 (国*) 黒泥 (地) 角礫岩 (地) 花崗岩 (地) 珪岩 (地) 頁岩 (国*) 蛇紋岩 (地) 崖錐 (地) 岩屑 水さい (土) ゼリ 石こう(膏)
土質工学的現象	鏡ハダ 地スベリ タイ積 チュウ積 ナダレ フクレ上がり 山クズレ 山ハネ	(国*) 鏡肌 地すべり (土) 堆積 (地) 沖積 (国) なだれ (国) 膨れ上がり (国) 山崩れ 山はね
設計と施工	暗キョ カマ場 基礎バリ 切バリ クイ コウ(閘)門 止水コウ(溝) セキ(堰) タテ坑 タワミ基礎 ツボ掘り 土カブリ 排水ダメ ヒ(樋)管 ベタ基礎 コウ配 橋リョウ シュンセツ カサ上げ(土の) 土エン堤 ノリ面 マキコボシ盛土	暗きよ かま場 基礎ばり 切ばり (土) 杭 こう(閘)門 (国*) 止水溝 せき(堰) たて坑 たわみ基礎 つぼ掘り (土) 土かぶり 排水だめ ひ(樋)管 べた基礎 (土) 勾配 (土) 橋梁 (土) 浚渫 かさ上げ(土の) 土えん堤 のり面 まきこぼし盛土

ここで, (地) : 地学用語, 岩の工学的性質と設計・施工への応用(土質工学会), 採用用語の説明参照
 (土) : 土木学会使用用語, 土木学会投稿の手引き(土木学会)参照
 (旧国) : 当用漢字音訓表(昭和21年11月16日)
 (国) : 当用漢字改定音訓表(昭和48年6月18日)
 (国*) : 第12期国語審議会答申新漢字表試案(昭和52年1月21日)

土質工学会土質工学用語解説集改訂編集委員会

委員長	大平 至徳	委員	垂水 尚志
委員兼幹事	矢部 正宏	委員	茶谷 文雄
委員	飯竹 重夫	委員	橋場 友則
委員	石原 研而	委員	古土井光昭
委員	宇梶 文雄	委員	松井 保
委員	上田 勝基	委員	三笠 正人
委員	大岡 弘	委員	森 麟
委員	大草 重康	委員	柳沢 栄司
委員	斎藤 孝夫	委員	吉川 恵也
委員	阪口 理	委員	吉中龍之進
同委員会用語表記法小委員会			
委員長	大平 至徳	委員	西中村和利
委員兼幹事	斎藤 孝夫	委員	森 麟
委員	大草 重康		

委員会が現在の用語表記法を定めてからすでに21年間経過している。当用漢字音訓表にない漢字の片仮名書きは, 学会員の中で定着している。しかし, 土質工学の研究領域の拡張は, 研究成果の伝達に際して, 土質工学以外の専門用語を使う必要性を増加させている。土質工学以外の専門分野の協力なしに, 土質工学全体を網らした書籍類をまとめあげるのは不可能である。他学会の用語表記法との相違点をできる限り少なくすることが望まれる理由でもある。

このような観点から, 別表-1 土質工学用語表記のため用いる当用漢字以外の漢字音訓としては, 土木学会使用用語(土木学会投稿の手引き参照), 地学用語(土質工学会: 岩の工学的性質と設計・施工への応用, 採用用語の説明参照), および, 土質工学用語の使用ひん度などを考慮し, 土質工学会用語表記法小委員会として15字を選んだ。

別表-2 は, 第12期国語審議会答申新漢字表試案(昭和52年1月21日)の全漢字1900字を示したもので, 現在の当用漢字1850字に, 別表-1 のように, 83字を追加, 33字を削除したものである。

別表-3 は, 土質工学会改定用語表記法試案によって書き替えの対象となる主な土質工学用語を示したものである。この表-3の作成に際して注意を払った点について, 2, 3述べよう。“間隙”は“間隙”との案もあったが, 国語辞典や使用例のひん度を考え, 表中の隙に定めた。似たような例として, “山留め(土質工学用語)”に関し, “山止め”の使用を求めた意見があった。しかし, “山止め”は山にはいることや山の産物をとることなどを禁止する意味もあり, 土質工学用語表記としては不相当と考えた。“橋梁”の梁を採用するのであれば, “切梁”と梁の訓読みを採用してはとの意見もよせられた。しかし, “土かぶり”を“土被り”とはしないように, 梁の訓読みは採用しないことにした。また, 地学用語から採用した, 崖・珪・頁・崗・錐・屑・礫などは難解であるとの意見もあった。しかし, これらの漢字は, 崗を除いて文部省学術審議会用語分科会地学用語専門委員会でその使用を決定したいきさつもあるので, 学会としてもこれを尊重することにした。使用ひん度の多い“せん断”を“剪断”とする意見もあったが, 他学会の用語との関係や一般には読みにくいとの判断から採用を見送った。